

平成30年度第1回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会会議録

【会議概要】

1 日時：平成30年7月5日（木） 13:30～15:30

2 場所：越谷・松伏水道企業団4階大会議室

3 出席者等：

(1) 出席委員（14名）

高野委員、佐藤委員、高橋委員、松田委員、坂本委員、岩本委員、宮下委員、新美委員、小林（直）委員、仲島委員、朝日委員、小林（大）委員、櫻井委員、友野委員

(2) 欠席委員（3名）

岡野委員、小柳委員、松永委員

(3) 事務局（13名）

立澤福祉部長、島田地域包括ケア推進担当部長、小田福祉部副部長（兼）福祉推進課長、福岡障害福祉課長、田中障害福祉課副課長、山崎障害福祉課副課長、岡田障害福祉課主幹、岩崎障害福祉課主事、萩谷障害福祉課主事

4 傍聴者：なし

5 次第

1 開会

2 委員自己紹介

3 事務局職員紹介

4 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の概要について

5 分科会長及び副分科会長の選出について

6 議事

（1）第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画の策定について

（2）第4次越谷市障がい者計画の進捗状況について

（3）第4期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について

7 その他

8 閉会

6 会議資料

（事前配付資料）

・ 次第

・ 資料1 社会福祉審議会の概要について

・ 資料2 平成29年度第4次越谷市障がい者計画進捗状況及び進捗率

・ 資料3 第4期越谷市障がい福祉計画進捗状況報告（平成29年度）

・ 参考資料1 第4次越谷市障がい者計画関係各課の事業進捗状況（数値目標事業）報告【平成29年度分】

・ 参考資料2 第4次越谷市障がい者計画進捗状況一覧【平成29年度取り組み内容】

- ・第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画
(当日配付資料)
- ・第4次越谷市障がい者計画
- ・委員名簿
- ・越谷市社会福祉審議会条例、越谷市社会福祉審議会条例施行規則
- ・事務局職員一覧
- ・席次表
- ・資料2 平成29年度第4次越谷市障がい者計画進捗状況及び進捗率【訂正版】
- ・参考資料2 第4次越谷市障がい者計画進捗状況一覧 正誤表
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードの配布について

【内容】

1 開 会

司会より第1回障害者福祉専門分科会の出席状況を報告。委員総数17名のうち14名が出席されたため、越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議が成立する旨の報告を行う。次に、事前配付の会議資料、当日配付の会議資料の確認を行うとともに、事前配付資料に訂正箇所がある旨を報告。当日配付した資料に差し替えていただくよう依頼する。

さらに、本専門分科会に初めて委員となった方もいることから、事務局より社会福祉審議会障害者福祉専門分科会についての概要説明を行う。また、本専門分科会の議事進行を行っていくうえで不可欠な分科会長、副分科会長の選任を行う。越谷市社会福祉審議会条例第5条第1項の規定では、互選によって選出することになっているが、自薦、他薦がなかったため、事務局提案により朝日分科会長、岩本副分科会長が出席者全員の承認を得て決定された。

——朝日分科会長あいさつ——

朝日委員： 朝日でございます。只今、分科会長ということで互選をいただき、ありがとうございます。大きな役割でございますが、是非、その責任を全うしてまいりたいと思っております。新たに加わった委員を除くと、昨年度、第5期の障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画が策定されたことということで、いろいろな観点から議論をしていただきました。その中で、大きな流れとしては、地域共生社会という言葉がよく言われておりますが、共生社会の有り様については、気を付けてみていかないと、単に大多数を占める人たちが少数の人たちを受け入れる、温かい心で受け入れるみたいな所で、共生というと本来の共生の意味からずれてしまって、そもそもそこに存在として、いろいろな立場があるということから、それがお互いに暮らし合う、育ち合う、そして働き合う、というような観点で進めていくのが、本来の共生社会であると思っています。そのようなことも皆さんと議論しながら、専門分科会としての役割を果たしてまいりたいと思っていますので、お力添えをいた

だければと思います。とりわけ、岩本副分科会長さんには、ご迷惑にならないように、私も注意をして進めてまいりたいと思いますので、改めまして皆様方のお力添えをお願いして、簡単ではございますが、分科会長就任のご挨拶とさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

——岩本副分科会長あいさつ——

岩本委員： 只今、副分会長を仰せつかりました岩本でございます。この分科会が円滑にスムーズに進行するように、微力ながら朝日分科会長の補佐を勤めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。私の個人的な意見を述べさせてもらいますと、私たちは健常者であって、同時にある意味、障がい者だと私は考えております。健常者と障がい者を線引きすることなく、仲良く過ごせる社会を皆さんとつくっていききたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

越谷市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定に基づき、朝日分科会長が議長となり議事を進行する。会議録作成のための録音の許可、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し承認。また、傍聴者の有無について確認をいただく。事務局から「傍聴者なし」と分科会長に報告し議事を進行していただく。

2 議 事

- (1) 第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画の策定について
- (2) 第4次越谷市障がい者計画の進捗状況について
- (3) 第4期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について

議 長： それでは、引き続き議事を進行いたします。議事の(1)、「第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画の策定について」ですが、事務局よりご説明をお願いします。

事 務 局：(資料に基づき説明)

・5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画

議 長： ありがとうございます。それでは、只今の説明につきまして、委員の皆さんからご意見、ご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。今、説明がありましたように、児童福祉専門分科会とこの障害者福祉専門分科会と合同で策定作業に関わったということで、一体的な障がいのある児童から成人まで含めて、ライフステージに応じた支援が一貫して行われるという観点から策定されたものと考えております。

よろしいでしょうか。では、概要等大枠ではございましたが、ご了解いただいたということで、次に進めさせていただきたいと思います。

議事の（２）、「第４次越谷市障がい者計画の進捗状況について」でございます。同様に、まず事務局からの説明をお願いしたいと思います。

事務局：（資料に基づき説明）

- ・資料２ 平成２９年度第４次越谷市障がい者計画進捗状況及び進捗率
- ・参考資料２ 第４次越谷市障がい者計画進捗状況一覧

【平成２９年度取り組み内容】

- ・資料２ 平成２９年度第４次越谷市障がい者計画進捗状況及び進捗率
【訂正版】
- ・参考資料２ 第４次越谷市障がい者計画進捗状況一覧 正誤表

議長： ありがとうございます。第４次障がい者計画については、平成２８年度、２９年度、３０年度、３１年度、３２年度の５年間で、丁度、先ほどご紹介のあった第５期障がい者福祉計画と第１期障がい児福祉計画の３年間で合致しているということでございます。本日、皆様方にご確認いただいたことは、平成２９年度までの、既にこの計画は２年間が経っていますが、特に平成２９年度の進捗状況について説明いただきましたので、これについてご質問やご意見をいただきたいと思います。それぞれの立場で活動されたり、あるいは検討されている中で、この進捗状況はどうか。という観点からのご意見をお寄せいただいてもよろしいのではないのでしょうか。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

審議委員： 質問にあたると思うのですが、２ページの米印の「未達成のものについては、その理由によって進捗率にカウントしない場合がある」と。「未達成」と「未実施」と、どういう関係性になるのか分からない。これをやると進捗率が上がってしまうのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

議長： 分母に含めるか、含めないかで変わってきてしまうということですね。この「未実施」と「未達成」の考え方につきまして、ご説明を事務局からお願いします。

事務局： 只今のご質問にお答えしたいと思います。資料２の２ページの米印「未達成のものについては、その理由によって進捗率にカウントしない場合がございます」という記載についてでございますが、申し訳ございませんが、この「未達成」という文言ですが、「未実施のもの」ということで訂正をさせていただきます。「未実施のものを場合によって進捗率にカウントしない」、これが今年度におきましては、１件該当のものがございまして、参考資料２を

ご覧いただければ分かりやすいと思います。参考資料2の2ページでございます。参考資料2、2ページの一番上。「(2) 啓発イベントの推進」、「3 表彰制度の推進」ということで、計画書の本文を読ませていただきますと、「市民による福祉活動を促進し、福祉のまちづくりをすすめるため、越谷市社会福祉大会における福祉実践活動功労者・団体などの表彰制度を推進します」。こちらの事業なんですけれども、実は5年に1度の事業でございまして、計画書上は、越谷市として実施していきます、という文言にはなっていますが、平成29年度は実施の年ではなかったと。実施しない年であったことから、進捗率にはカウントしないという対応をさせていただいております。以上でございます。

議長： よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。はい、審議委員さんお願いいたします。

審議委員： 私は、以前生活ホームに入居していたんですけれども、13ページの「生活ホームの充実」のところで、「B」の評価になっているのですけれども。この生活ホームでの経験があって一人暮らしが出来ることができたので、生活ホームの充実の部分で、これからもっと応援していただくことは出来ないのでしょうか。この「B」というのは、これからも応援していくというのはできないのでしょうか。

議長： 資料2の13ページでよろしいでしょうか。13ページに「4 住まいの場の確保」の部分に「生活ホームの充実」がありますけれども、担当課では「B」評価としていますけれども、利用されてきた立場としては、この部分をもう少し積極的にしてほしい、ということですね。ですので、評価を「A」にしてほしいとか、「C」にしてほしいと言うようなことではないようなことですが、というご意見ということですね。分かりました。今のは意見でございますので、他の委員の方はいかがでしょうか。

審議委員： 資料2の15ページの「公共的建築物等の整備」の部分の2番の「小中学校施設のバリアフリー化の整備」のところなんです、評価が「C」ですよ。今、私は福祉体験学習とかで学校に行っているのですが、福祉体験する場合に余りにも学校の中の段差が多くて、福祉体験学習をする場合に、危険というか出来ないところがありまして、ずっと整備されていない状況なんです。ですので、例えば、足の不自由な保護者がいらした場合、実際、学校の先生から言われたことなんです、全然バリアフリーになっていないので、先生方が給食用のエレベーターを使ったりだとか、大変だったそうです。ですので、この「C」をもう少し、環境を良くするように整備するなど考えたい。学校に障がい者がいる、いないではなく、親御さんがそのような方もいらっしゃる、そのようなところを今後考えていただければ

と思います。

議長： ありがとうございます。審議委員さんのご意見も、ここは「C」だけでも、それを踏まえて、更なるバリアフリーの整備を期待する、という趣旨でございました。他はいかがでしょうか。お気づきの点ございますでしょうか。平均いたしますと、82パーセントということでした、指標からすると「事業が概ね順調に進捗」ということになりますが、もちろんご覧いただいておりますように「C」もありますので、凸凹があると。これは進捗状況でありますので、目的を達成したかどうかとは違うんですね。そのために、そこに向けて事業を実施しているかどうか、という状況を20パーセント刻みで、評価しているということになっています。それぞれの事業の目的とすることが、達成しているかどうかとは別ということで、やっているか、やっていないかの判断は難しいかも知れません。他は、いかがでしょうか。

審議委員： 8ページのところですが、教育に携わっていましたので少し気になりましたところについて伺います。特別支援学級がある学校とない学校がございすけれども、特別支援学級がある小中学校と、通常学級のみの学校が交流する機会をつくるということは多々あると思うのですが、この部分については、「ともに学ぶ教育の推進」に含まれているのかなと思いますが。通常学級の子どもたちと、障がいのある学級の子どもたちが、給食であるとか色々な行事で交わるということは、非常に効果があって通常学級の子どもたちも非常に心が優しい子どもたちに育つ、というような実践例がいっぱいあるわけがございます。それに比べて、そのような特別支援学級がないというところはどうかというと、その優位さを調べた結果というのは、多分ないだろうと思うんですが、そのような必要性があるのかも問題ですが。その交流教育が今どのくらい行われているのか。というような調査は、この部分には該当しないということですのでよろしいのでしょうか。もちろん、進んでやってほしいという意見です。以上です。

議長： ありがとうございます。今の審議委員さんの話しですと、「ともに学ぶ教育の推進」のところで「B」評価になっていますけれども、これを前提として、交流教育という言葉が適切かどうかは分かりませんが、障がいのある、なしに関わらず同じ学校の中で交じり合うような機会というのは、何か調査なり、ある場合とない場合との優位の差があるか、どうかみたいな調査が行われているかどうかという質問の部分と、さらにそのようなことをベースに交流が進めるような施策を期待したいというご意見ということですのでよろしいでしょうか。前段の方はどうでしょうか。教育を所管している方がいらっしゃるらないので、よく分からない部分があるかと思いますが、いかがでしょうか。事務局の方、お願いします。

事務局： ただいまの交流学习についてでございますが、教育委員会の指導課及び教育センターが所管しているものでございます。確かに特別支援学級を設けている学校とそうでない学校が多々ございます。特別支援学級を設置している学校につきましては、いわゆる、通常学級の児童生徒と交流学习ということで、互いに行ったり来たり、例えば給食を一緒に食べたりというような交流を積極的に推進していると伺っております。今後の特別支援学級の設置等につきましては、これにつきましても所管が教育委員会となりますが、学校の規模や設備等を考慮していく必要がございます。いずれにしても、賜りましたご意見を教育委員会にお伝えさせていただきたいと存じます。先ほど、バリアフリーにつきましてもご意見を頂戴いたしましたが、その点につきましても、障害福祉課から教育委員会にお伝えさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長： それでは、委員さんよろしいでしょうか。では、審議委員さんよろしくお願ひします。

審議委員： 質問と不明点が混じってしまうのですが、よろしいでしょうか。私が理解していない点があるのは、ご了承いただきたいと思います。先ほどの進捗率の話がありまして、これはこれで、数値化が測られていて良いとは思いますが、定量的に測られるものと定性的だから数値化できないものがあると思っております。定性的なものについて、どのようにして達成という部分を測っていくのか、非常に大きな重要なポイントなのかと思っております。先ほど、市民の声を吸い上げるという話がございますが、そのようなものも何かしら、数値化までは行かないまでも達成度合いが測られるようなことが、もし企画されているのであれば教えていただきたいと思いますし、より良くなるのではないかと思います。

議長： ありがとうございます。関連するご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、事務局の方から数値目標と定性的な成果についての評価の方法なり、ご説明をいただきたいと思います。

事務局： ご回答させていただきます。今現在進めています計画については、残念ながら定量的な部分を中心とした策定方法、進捗率の確認等をしております。今、委員からご提案いただきました定性的な、例えば満足度ですとか、アンケートの結果等について、どの程度達成できたのかという話を含めた内容の見直しにつきましては、次回というようになってしまうのは、大変恐縮なんです。そこでまず検討させていただきたいというのが一点と、個別に事業についてのご提案等があれば、それはそれでこちらの方で承り、先ほどから様々なご意見をいただいているわけでございますが、障害福祉課であれば障害福祉課で、それ以外のものであればその担当課にお伝えし、出来るだけ反

映させていきたいと考えていますので、ご了承いただければと思います。以上でございます。

議長： よろしいでしょうか。委員さんよろしいですか。はい。では、審議委員さんお願いします。

審議委員： 5ページなんですけれども、「(1)の市民への啓発事業の推進」に1番、2番とありまして、平成29年度は両方とも「B」となっています。下の方の広報・啓発活動の進捗率、1番・2番とも88パーセント、90パーセントと高い成果が出ておりますが、これはあくまでも計画を実行した進捗率ということで、他の人がどれだけ理解したのか、というものを書かれたものではないですよ。現実的に一般市民の方と障がい者の私たち家族との間に、現実的に乖離というものがもの凄くありまして、それを埋めていくための何か方策というものを今後お考えになっていらっしゃるのかどうか、教えていただきたいと思います。お願いいたします。

議長： ありがとうございます。もし関連するご発言がありましたら、承りますが。はい、関連するご質問ですか。では、よろしくお願いします。

審議委員： 私たちは難病患者なんですけど、難病という言葉が完全に出てこないんですね。そのあたりの周知ということに関しても、やはり言葉が悪いですが、気を遣っていただく、ということも必要だと思うんですね。実際、この資料を見たときに、アンケートだと難病患者の返却率というか、71パーセントと非常に高いんですね。当事者は意識はしているんですが、周りの取り巻く人たちの意識というのが、どの程度、市として周知徹底していくのか。どのような形で展開していくのか、ということと同じ土俵で考えていただきたいと思います。

議長： はい。では、障がいに対する乖離している部分や、あるいはそのこと自体が、理解されていないということに対して、今後どのような方策で進めていくのか、ということなんですけれども。いかがでしょうか。

事務局： 今の話をいただきました市民への理解ということでございますけれども、民生委員の方には各地区を周りまして、障がい者理解ということで地域の民生委員の方々には、障害の特性や難病の特性などの話しをさせていただきまして、どのように接していただくのか、また、どういった対応をしていただくのか、ということを昨年度から始めているところでございます。ただ、市民の皆様には、なかなか民生委員の方々から伝わりませんので、今後においても継続して、また拡大して周知していかなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議 長： よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

審議委員： 雇用・就業の確保というところなんですけど、先ほど話をしましたように、このところは法定雇用率ありきになっているんですけども、法定雇用率外の対象者の人たちに関しての部分については、こういう尺度としてはどう捉えているのか。今回、このような形で進捗結果が出てきていますけれども、将来的には、その部分も捉えて、やはり障がいのある人もない人も、ということであれば、いろいろ手を差し伸べていただく。それと手帳を持った人が中心に全てのものが進んでしまっている場合があるものですから、手帳を持つ、持たないは一切関係なし、という部分でないと尺度が図れないのではないかと。基本的な部分が、言葉の部分が逸脱しているのではないかと。法定雇用率ありき、手帳を持っている人、もっていない人という尺度の捕らえ方というのも、このあたりから考え直さないといけないのではないかと思います。これは、個人的な意見ですので、すみません。

議 長： ありがとうございます。ご意見として出していただきました。その他、いかがでしょうか。

審議委員： 本来の趣旨から反するかも知れないので、言おうか言わないか少し迷ったんですけども、15ページの「生活環境の整備・充実」の「(3) 公共的建築物の整備」の「3 公園等」それと「小中学校施設の整備」。私は整形外科で、よく子どもの骨折を治療するんですね。肘の骨折とか。原因は、大体遊具から落ちて、骨折するんですね。手首とか肘とか。障がい者をつくらないために、とはおかしいんですが、公園にしても学校にしても、遊具の下は固い土地なんですね。外国を旅行された方は分かると思うのですが、ヨーロッパでもアメリカでも、先進国の公園や学校というのは全部、遊具の下はウッドチップになっているんですね。何でウッドチップになっているかというと、子どもが遊んで落ちた場合でも、怪我をしないようにしているんです。越谷市に限らず日本のどこでも、公園の危険性を認識されていない。子どもたちを障がい者にしないために、脊髄損傷をさせないために、ただ単に緑地化というか公園を整備するだけではなく、学校や公園の遊具の下にウッドチップを敷くということを個人的には公共事業としてお願いしたいと思っています。以上です。

議 長： ありがとうございます。整備に関するご意見ということでしょうか。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。何かお気づきの点、ございますでしょうか。

審議委員： 私は視覚障がい者なんですけれども、外出するときにガイドヘルパーとい

うのが、少ないような感じがするんですよね。事業所をお願いしても、ヘルパーがいないということで、外出するにも本当に困っているんです。事業所でも認定を受けている人がいないということで、いつも断られるということが多いんです。そのような点に関して、市役所としてどのように指導していくのか、お願いしたいんですが。よろしくお願いします。

議 長： ありがとうございます。後ほど、第4期越谷市障がい福祉計画の進捗状況にも関わるとお思いますので、障がい者計画全体でありまして、その中で障がい福祉に関わる部分も包含されているわけですが、単年度毎のより短い期間で障がい福祉計画が立てられていますので、その時でもよろしいのかと思うのですが、今の時点でガイドヘルプの充実、整備について市としてお考えがあれば、お聞かせ願ってもよろしいでしょうか。

事務局： 今、お話をいただきましたとおり、視覚障がい者の方にとりましては、ご自身の目の代わりをするガイドヘルパーの重要性は非常に認識しております。人数が少ないというお話がございましたが、これは法定サービスの中に同行援護というものがございまして、こちらの方と、それと市の方で社会福祉協議会と一緒にガイドヘルパーのボランティアという形なんですけれども、そういった二本立てで支援をさせていただいているところでございます。ガイドヘルパーにつきましては、現状、人数が増えていないというところがあるんですが、今年度ですが、現在登録をしている方に対しまして、ガイドヘルプにもう一度、安全に支援できるようにと研修を行う予定であります。来年度、まだ予定段階ではありますが、ガイドヘルパーを増やす試みといたしまして、新規の方の養成を検討しているところでございまして、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議 長： ありがとうございます。審議委員さん、よろしいでしょうか。他にはございますでしょうか。はい、審議委員さん、よろしくお願いします。

審議委員： 21ページの「計画の推進に向けて」のところに「(3) 障がい者の参画」の部分の「意見交換の機会づくりの検討」というところがあるんですが、どのようなことを行ったのか、ということをお教えいただきたいのと、希望をすればこのような場を作っていただけるのか、ということをお聞きたいです。

議 長： はい、今のご質問でございますが、お答えいただきたいと思っております。進捗一覧の冊子、同じ該当部分を見ますと、「手話言語条例の制定に向けて、団体より様々な意見等を聴取しながら検討を進めた」ということで、必要に応じてニーズの把握のための取組みを行ったので「B」とした、というのですが、審議委員さんとしては、そのような機会が広く周知されて、参加できるかどうかということを確認したい、ということよろしいでしょうか。

審議委員： 希望すれば参加できるのか、どうかということです。

議 長： 希望すれば参画できるかどうか、ということですね。はい、ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

事務局： お答えをさせていただきます。今回この23ページに記載しております手話言語条例に関しましての部分でございますが、昨年度ですが越谷市手話言語条例を策定するにあたりまして、行政でつくるものではなくて、あくまで当事者の方、また支援者の方や関わる方々にご意見をいただきながら、一緒につくり上げるという体制をとりまして、手話言語条例を策定いたしました。そのような中で進めてきましたので、この部分について「B」の評価にさせていただきます。以上でございます。

議 長： これは聴覚障がいの方のニーズを伺って、意見交換をされたということなんですが、そこに審議委員さんのようなお立場の方が参加したい、といったときに、希望すれば参画できるかどうかということについては、いかがでしょうか。

審議委員： 先ほど、審議委員が意見を吸い上げてほしい、という発言がありましたが、このような意見交換の場で出来るのか、ということを知りたいのですが。

議 長： いかがでしょうか。

事務局： はい、補足をさせていただきたいと思います。手話言語条例の部分で、昨年度は条例をつくりました。今年度は、その条例を進めていくにあたりまして、やはり意見交換会を行う予定であります。ただ、この意見交換会につきましては、手話言語条例をつくったときと同様に、当事者の方、また支援者の方などを集めまして意見交換を行いたいと考えておりまして、一般でのご意見をその場で聴取するというのは、手話言語条例に関しましては考えておりません。

事務局： 引き続きお答えしますが、一般論的には施策にどのような形で反映をさせていくか、していくのか、出来るのか、という話であると思うんですが、このような議論の場を設けるという以前にも、このような意見があれば、いつでも言っていきたいという門戸は開いているつもりでいます。それは障害福祉課に限らず、市全体、各課がそのような形でお話を承る機会というのは設けておりますので、その際にお話をいただければ、こちらもその内容が施策に反映させられるかどうかということは別にしても、まずはお聞きすることは可能でございますので、いつでもお越しいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長： 審議委員さん、よろしいでしょうか。おっしゃりたかったのは、特定のニーズに対してだと思います。ニーズの聞き取りというのは、色々な場面で行っていただいているとは思いますが、このような意見交換の場として、何か設定されたときに、勿論、そこに一番関わる団体さんだとか、関係者が中心になると思うんですが、でもそこに関心があって、一般参加ということではなく、それに関わる場合に参画できるかということですよ。手話言語条例に関してどうだとか、ということではなくて、審議委員さんとして手話言語条例にご自身の立場に関わりたいということであれば、それも参画をします。そのようなことも大事なことでないかということですね。よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。それでは、次の議事に進めさせていただきます。先ほど、申し上げましたように障がい福祉計画も包含されておりますので、お気づきの点があれば、時間の許す限り、ご意見をいただければと思います。すみませんが、次に進めさせていただきたいと思います。それでは、議事の最後となりますが、越谷市障がい福祉計画の進捗状況につきまして、事務局からご説明をお願いします。

事務局：(資料に基づき説明)

- ・資料2 第4期越谷市障がい福祉計画進捗状況報告（平成29年度）

議長： ありがとうございます。只今、ご説明いただきました件につきまして、ご質問やご意見等がありましたら、お寄せいただきたいと思います。いかがでしょうか。

ご案内のとおり、第5期障がい福祉計画を策定する段階で、この平成29年度の最終の見込みを立てながら、そこに反映をしてきたということで、この29年度が完了しましたので、ここで最終値が出たということになるかと思います。私、伺っていて1ページの「2 入院中の精神障害者の地域生活の移行」は、そもそも第4期計画の時から目標値を立てなかったもので、実績値、進捗状況が出せないということなんですけれども、第5期計画の時には、国の指針に基づいて目標を立てたということですが。目標を立てたというのは、この地域生活への移行の人数ではなくて、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について目標を立てた、という理解でよろしいんですよ。協議をする場を設けたという目標を立てたということで、この目標設定がなかったものが、第5期計画で復活した訳ではないということでございます。いかがでしょうか。

議長が話ばかりして申し訳ないのですが、最後に平成29年度の進捗状況についての総括をご説明いただきましたが、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の達成率14パーセントというのは、実情を考慮するとやむを得ないものであると。そのような趣旨であるということですのでよろしいでしょうか。慎重にそこを踏まえて、次の第5期に生かしていくということだったの

で。はい、審議委員さんお願いします。

審議委員： 分科会長の話と続くんですが、むしろ受け皿とかそのような所が、これから増える見込みがないのであれば、目標値を下げるべきではないかと思うんですが。いかがでしょうか。

事務局： 只今のご意見につきまして、お答えさせていただきます。皆様には事前に送付させていただきました「第5期越谷市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の10ページをご覧いただきたいと思います。こちらの表の2-1になりますが、第4期の障がい福祉計画、この第5期計画を策定したのは昨年度なんです、その時点での実績の経緯等々を鑑みまして、国から提示されている「施設入所されている方の地域移行」につきまして、28年度末の施設入所者数の9パーセント以上にする、という国の基準が出されていたんですけども、越谷市においては現状を鑑みまして、3パーセントが地域移行するという目標に、実数としては7人の方が地域移行ということで目標設定をしております。第4期計画では、21人として目標を立てておりましたが、現状を踏まえまして低い目標を立てさせていただきました。以上でございます。

議長： よろしいでしょうか。他はいかがでしょう。お気づきの点ございますでしょうか。議長が意見を言う訳ではないんですが、2の「入院中の精神障害者の地域生活への移行」は、確かに目標設定は難しいということで、越谷市の精神障がいの方が、越谷市内の病院に入院しているかどうかは分からないので、難しいと。それは大丈夫なんですけれども、その結果、目標設定はなかったんですけども、ただ、目標が達成されたかどうかということは抜きにして、例えば他の色々な情報収集の中で、越谷市内の精神科の病院で越谷市民、そこも分かるかどうかは別にして、確実に地域移行したんだとか、そのような実績というのは目標がなくても、実績として抑えられるのであれば、それは重要な意味を持つのではないかと個人的には思うのですが、今、ほしいということではないんですが、目標を立てなかったから、実績を語らないということではなくて、目標は立てなかったけれども実績はこうです、と別のアナウンスの仕方があっても良いのではないかという気がいたしました。他にいかがでしょうか。

はい、審議委員さんお願いします。

審議委員： 入所施設から地域生活への移行の3人の方って、今、どこで生活をしているのか、お分かりになりますか。

議長： 事務局からお願いします。

事務局： はい、1ページの上の地域生活への移行ということでよろしいでしょうか。平成29年度は移行の方はいらっしゃらなかったんですが、27年度の2名の方は、確か身体障害者の方はグループホーム。あともう1人、知的障がい者だったと思うんですが、この方もグループホームへの移行になります。平成28年度のときは、知的障がい者だと思いますが、やはりグループホームということで確認をしております。ですので、地域移行については、施設入所の次にはグループホームに行かれた。この3名の方々が実績ということになっています。余談ではございますが、平成30年度についてなんですが、施設入所されていた知的障がいの方がグループホームを一度はさんだんですが、現状、自宅に戻るといふ事例が生じていますので、補足ということで、ご報告をさせていただきました。以上でございます。

議長： 審議委員さん、よろしいでしょうか。ありがとうございました。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。これはあくまでも結果でございますので、この結果を踏まえて本専門分科会でも現在スタートいたしました、第5期の障がい福祉計画と、今までなかったんですが、初めて新たにモニタリングをしていく必要がありますけれども、第1期の障がい児計画につきましてその数値を見守っていくということで止めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ご用意をいただきました議事につきましては、以上を持ちまして全て終了いたしましたので、議長の役を降ろさせていただきたいと思います。ご協力をありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

3 その他

次回の会議は、分科会長及び副分科会長と調整を図り、平成31年2月頃を予定していることを説明する。また、埼玉県が作成した「ヘルプマーク」及び本市が作成した「ヘルプカード」についての概要を説明するとともに周知を図っていく旨を説明する。

4 閉 会

——岩本副分科会長あいさつ——

岩本委員： 委員の皆さんにおかれましては、長時間に渡りご審議、ご協議、ご協力いただきありがとうございました。本日は、また足元の悪い中をお越しいただきましたけれども、友野委員とかお気をつけてお帰りください。それでは、これを待ちまして、第1回障害者福祉専門分科会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。